

損 保

## 第4章

# 再 保 険

2023年2月改訂

日本アクチュアリー会

このテキストは日本アクチュアリー会資格試験の第2次試験(専門科目)を受験する方のための教材です。

各項目について見識のある方をお願いして執筆いただきました。

受験生がこのテキストから幅広い理論的・実践的知識を取得し、あわせて応用能力を備えることを狙いとしており、テキストの内容自体が日本アクチュアリー会の公式見解を表すものではありません。

しかしながら、できる限り種々の考え方、意見を集約するよう努めており、受験生にとって適切な学習書としての役割を果たすものです。

#### テキスト部会(損保担当委員)

石黒 貴彦(個人会員)

大関 伸幸(あいおいニッセイ同和損害保険)

大友 貴人(三井住友海上火災保険)

片山 亮太郎(三井住友海上火災保険)

桑原 健太(損害保険ジャパン)

星野 吉孝(東京海上日動火災保険)

溝田 裕樹(東京海上日動火災保険)

安田 健造(損害保険ジャパン)

## 第4章 再保険

4.1 再保険の意義と目的	4-1
4.1.1 再保険とは	4-1
4.1.2 再保険の目的と機能	4-2
4.2 再保険の種類	4-4
4.2.1 任意再保険と特約再保険	4-4
4.2.2 割合再保険と非割合再保険	4-7
4.2.3 生命再保険	4-17
4.3 再保険とその他のリスクヘッジ手法	4-20
4.3.1 再保険と異常危険準備金	4-20
4.3.2 再保険とART	4-21
4.4 再保険にかかわるリスク管理	4-27



## 4.1 再保険の意義と目的

### 4.1.1 再保険とは

保険会社は、自ら引き受けた元受保険契約に基づく保険責任について、当然にそのすべてを負担する。しかしながら、リスクが巨大な保険契約等については、当該会社だけではそのすべてを負担できないので、その保険責任の一部を他へ転嫁することがある。このように、元受保険契約に基づいて当該保険会社が負う保険責任について、元受保険契約とは全く別にその全部または一部を他の保険会社へ転嫁すること、またはその転嫁した保険契約を再保険という。なお、受再保険契約についても上記元受保険契約と全く同様に新たに出再されることがあり、その場合には、再々保険とも呼ばれる。

なお、法制上は、再保険は元受保険会社の契約者への損害てん補を保険の目的とする損害保険であるという位置づけとされており、損害保険会社は損害保険、生命保険ともに再保険の対象とできる<sup>1</sup>。

また、再保険は、商習慣によって成り立つ部分が多く、長年の取引実績・経験に基づいて、再保険事務の効率化、円滑化のために、次のようなルールが重視されている。

#### (1) Utmost Good Faith(最高の信義誠実)

再保険契約の両当事者は、すべての重要な事実を相互に明らかにする義

---

<sup>1</sup> 保険業法第3条第4項第3号で、生命保険業免許に係る事業として、「次項第1号(＝損害保険の固有分野)に掲げる保険のうち、再保険であって、前2号に掲げる保険(人の生死等に係る保険)に係るもの」が挙げられている。生命再保険については、生命保険会社と損害保険会社の双方で引き受けることが可能である。

務があり、また出再契約の個別の情報が再保険者にほとんど提供されない特約再保険においては、決して信義にもとる不正な出再または不正な再保険金請求を行ってはならないことなどを意味する。

## (2) Follow The Fortune (運命共同)

出再契約に関する元受会社の保険金支払の運命は、引き受けた責任の範囲内において再保険者に分担され、また元受会社が決定した事項については、事前に相談を受けていなくても、再保険者はその決定に従わなければならないことなどを意味する<sup>2</sup>。

### 4.1.2 再保険の目的と機能

#### (1) 保険会社の事業成績の安定化

##### a. ポートフォリオ(契約集団)の大数化・平準化

保険は大数の法則を基盤とする経済機構であるため、事業成績の安定化を図るためには、同質のリスクを数多く集めることが重要であるが、再保険を利用することにより、ポートフォリオの大数化・平準化を図ることができる。

##### b. 異常損害に対するプロテクション

リスクを大数化・平準化したポートフォリオが構築できたとしても、地震や台風などの大規模な自然災害が発生すると、個々のリスクの集積により巨額な保険金支払が生じる可能性がある。

再保険はこうした巨大災害リスクによる損害に対するプロテクションとして、元

---

<sup>2</sup> しかしながら、実務においては、元受者と再保険者の間に疑義・紛争が生じる場合もある。一般的には、このような場合に裁判等で争う前に当事者同士による迅速な問題解決を目指して特約書に仲裁条項(arbitration clause)を設けている。

受保険会社の単年度の事業成績の大幅な悪化を防ぐことに役立つ。

## **(2) 元受保険会社の引受能力(キャパシティ)の補完**

損害保険においては、自己の勘定のみで負担するには過大な保険金額のリスクが数多く存在する。このようなリスクに対しても、負担能力を超える部分について再保険を手配し、再保険市場からキャパシティを調達することにより、元受保険者の引受けが可能となる。

## 4.2 再保険の種類

### 4.2.1 任意再保険と特約再保険

再保険を契約手続面により分類すると、再保険条件等の取引内容を個々の元受契約について個別に取り決める任意再保険(facultative reinsurance)と、複数の元受契約につき包括して取り決める特約再保険 (treaty reinsurance)<sup>3</sup>に分類される。

任意再保険とは、出再会社が自由に、かつ、個別に受再会社(再保険者)を選択して出再を行い、再保険者は個々の危険判断に基づいてその引受けの可否を決定する取引であり、歴史的に見て最も古い再保険形態である。

任意再保険は、4.2.2節で述べる割合再保険、非割合再保険の両方の形で取引されており、どちらも広く行われている。

任意再保険では、たとえば物保険の割合再保険の場合、一般的に次の項目を再保険者に通知する。

- イ. 出再会社の名称(reinsured)
- ロ. 被保険者の名称、住所(insured's name and address)
- ハ. 保険の目的(interest)
- ニ. 目的の所在地(location)
- ホ. 保険期間(period)
- ヘ. 担保危険(perils covered)
- ト. 保険金額(total sum insured)

---

<sup>3</sup> 再保険において、特約とは特約再保険 (treaty reinsurance)のことを指し、元受契約上付帯される特約条項(endorsement)とは全く別のものである。



- チ. 控除額(deductible)
- リ. 保険料率(rate)
- ヌ. 再保険手数料(reinsurance commission)
- ル. 出再会社の引受額(reinsured's acceptance)
- ヲ. 出再会社の保有(reinsured's net retention)
- ワ. 出再希望額(reinsurance order)
- カ. その他(information)

建設月日(date of construction)

構造(construction)

予想最大損害額(P.M.L. … probable maximum loss)

過去の事故歴(loss experience)

一方、特約再保険は、任意再保険と異なり、個々の契約ごとに再保険交渉を行わず出再会社と受再会社があらかじめ、対象契約の範囲、保有金額、出再限度額などの再保険内容を取決め、この契約内容に従って、個々の元受契約の再保険を行うものであり、任意再保険が拡大していく中で発展的に生まれしてきた再保険形態である。

特約再保険においては、当初、実際に出再された契約を明らかにするため、出再会社は、定期的に(たとえば月1回)再保険報告書(bordereaux)を再保険会社に提出することとしていた。近時、事務の合理化、簡素化などによって、一般的に再保険報告書は廃止されている。それにもかかわらず円滑に国際的再保険取引が行われているのは、最高の信義誠実(utmost good faith)の原則が再保険取引の分野に確立されているからにほかならない。

特約再保険においては、たとえば火災保険の割合再保険の場合、一般的に次の事項が規定されている。

- イ. 再保険種目(class of business)
- ロ. 地理的範囲(territorial scope)

- ハ．再保険の種別(type of reinsurance)
- ニ．再保険の割合および再保険責任の限度(share and limit of liability)
- ホ．再保険料率および条件(rate and condition)
- ヘ．保有規定の提出(submission of retention table)
- ト．再保険報告書(premium bordereaux)
- チ．再保険手数料(reinsurance commission)
- リ．火災予防拠出金(fire brigade charge)
- ヌ．再保険金報告書(claim bordereaux)
- ル．再保険計算書(statement of accounts)
- ヲ．即時払(cash loss payment)
- ワ．利益戻し(profit commission)
- カ．関係書類の閲覧(inspection of books)
- コ．再保険期間(reinsurance period)
- タ．解約通知(cancellation notice)
- レ．ポートフォリオ保険料(premium portfolio)<sup>4</sup>
- ソ．ポートフォリオ保険金(loss portfolio)<sup>5</sup>
- ツ．仲裁条項(arbitration clause)

任意再保険と特約再保険の相違点は、表4-1のとおりである。

---

<sup>4</sup> 特約の期間終了時における未経過責任、支払備金を清算する手段である。

<sup>5</sup> (同上)

表4-1

	任意再保険	特約再保険
手続	個々のリスクごとに出再条件を取り決める。(個別取引)	あらかじめ、出再条件を包括的に約定する。(包括取引)
出受の選択	再保険者はリスクを選択して引き受けることができるため、出再会社は安定したカバーを確保することができない。	出再会社は、約定の範囲内で、すべての契約につき出再義務が課せられ、同時に再保険者は引受けの義務を負う。
出再限度	再保険者が見つければ、とくに再出再限度はなく、巨大リスクについても再保険消化が可能。	ある程度の安定的な成績が求められるため、出再限度額は制限される。
事務コスト	事務手続が煩雑であり、定型的な処理になじみ難く、事務コストが割高。	包括処理ができるため、事務コストが低い。

再保険手配を必要とする契約数とリスク規模の双方が飛躍的に増大した現在では、利便性・事務省力化の観点から特約再保険が主流となっているが、特約再保険の成績を安定させるために特定のリスクを任意再保険で出再するなど、「任意性」という柔軟なメリットがある任意再保険も、依然必要不可欠なものとして様々な局面で利用されている。

#### 4.2.2 割合再保険と非割合再保険

再保険を責任分担方法により分担すると、大きく分けて、割合再保険(proportional reinsurance)と非割合再保険(non-proportional reinsurance)に分類される。

- 割合再保険(proportional reinsurance)
  - 比例再保険(quota share reinsurance)
  - 超過額再保険(surplus reinsurance)

○ 非割合再保険 (non-proportional reinsurance)

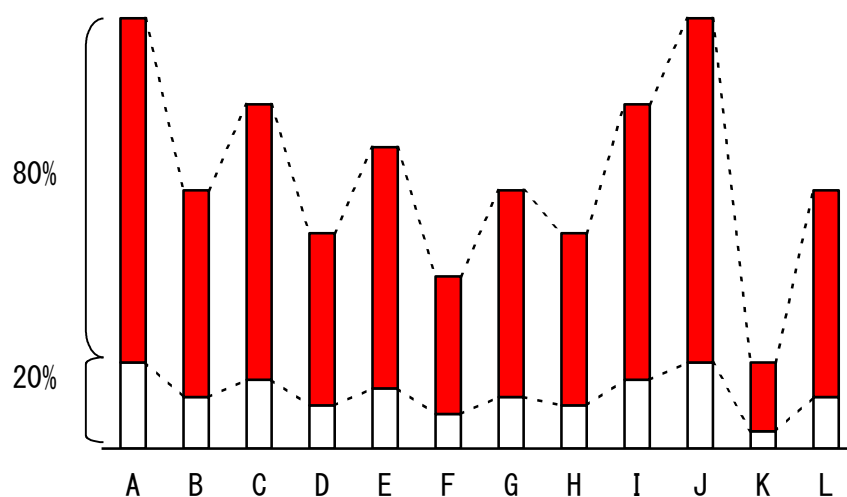
● 超過損害額再保険(excess of loss cover)

● ストップロス再保険 (stop loss cover)

### (1) 比例再保険(quota share reinsurance)

対象となるすべての契約を一定の割合で出再する方法である。たとえば、80%比例再保険特約については、保有と出再は図4-1のとおりとなる。

図4-1 比例再保険



■ 部分が出再され保険金額、リスクの内容に関係なく各契約とも一律に80%出再される。  
□ 部分が出再会社の保有であり、各契約とも20%保有する。

この場合、保険料は、20:80の割合で出再会社と再保険会社に配分され、保険事故が発生した場合、保険金については出再会社が被保険者に元受保険金の100%を支払い、後日80%分を再保険者から回収することとなる。すなわち、保険料および保険金とも、出再会社と再保険会社は一定割合(ここでは20:80)で保有または出再されるので、比例再保険は、割合再保険に分類される。

この再保険方式では、出再会社は保険金額およびリスクの内容に関係なく

約定割合によって保有、出再を行うことができるので、事務処理上はきわめて簡便である。

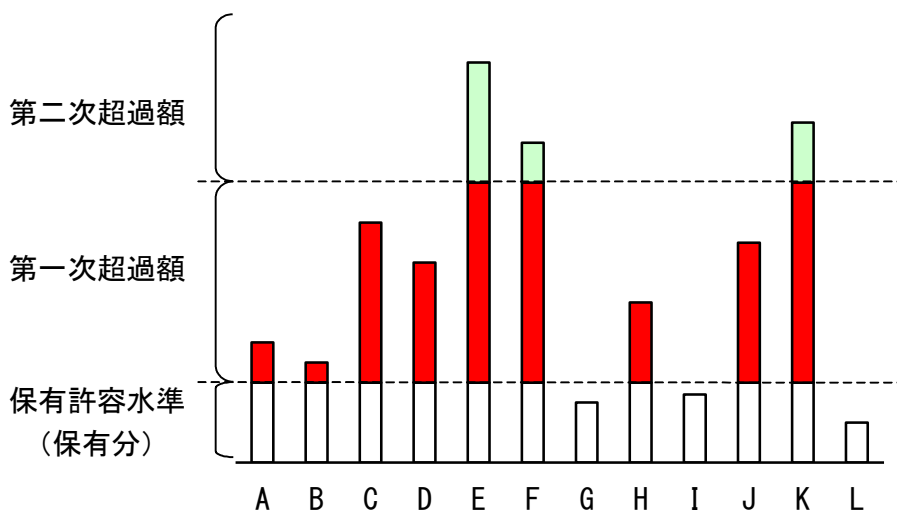
## (2) 超過額再保険(surplus reinsurance)

出再会社は、あらかじめ定められた保有規定に基づいて保有額を決定し、それを超過する部分(surplus または excess)を出再する方式である。

火災保険の場合、通常保有規定は、物件別に構造級別、リスク所在地区別、職業種別等により保有基準額を定め、更に消火設備、危険品の有無、棟数、面積等を勘案して、最終の保有額を決定することとしている。

全契約とも保有額が同一である場合、この再保険方式の保有と出再は図4-2のとおりとなる。

図4-2 超過額再保険



A～L までの契約について、個々に保有規定により、保有額を決定し、超過額分をこの再保険により出再するが、この場合、G, I, L の各契約については100%保有され、出再されない。

この再保険方式においても、個々の契約についてみれば、保険料および保

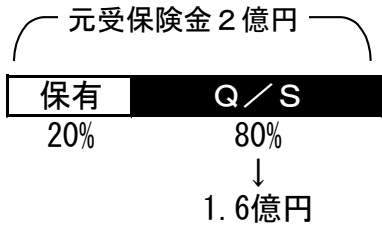
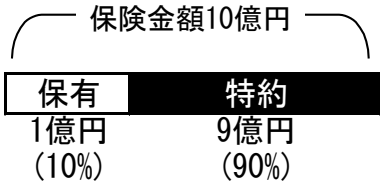
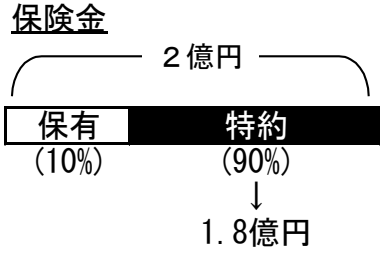
険金とも、出再会社と再保険会社との間で、同一割合で保有または出再されるので、超過額再保険は割合再保険に分類される。

この再保険方式により再保険会社が負担する責任の限度は、通常保有額の倍数で示され、これをライン (line) という。たとえば、20ライン特約といえ、元受会社の保有額の20倍まで出再できる surplus 特約ということになる。

比例再保険と超過額再保険との相違点は、表4-2のとおりである。

表4-2 比例再保険と超過額再保険の比較

	比例再保険	超過額再保険
出再方法	特約の対象となる元受契約のすべてについて、あらかじめ約定した一定割合を出再する。	特約の対象となる個々の元受契約について出再会社はあらかじめ定めた保有規定に基づいて自己の保有割合を決定し、それを超過する部分を出再する。
出再限度	<p>たとえば80%比例再保険で、出再限度額が4億円の場合、保険金額が5億円の契約まで自動的に消化できる。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 20px;">5 億</span> <span>4 億円</span> </p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 20px;">保有</span> <span>Q/S</span> </p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 20px;">20%</span> <span>80%</span> </p>	通常、保有に対する出再の倍数(ライン)と出再限度額の両方を定める。たとえば、10倍出再特約で出再会社の保有が1億円の場合、10億円が出再限度額となり、11億円までが消化できる。

	比例再保険	超過額再保険
再保険金の回収	<p>出再割合と同割合で回収する。たとえば80%比例再保険で元受保険金が2億円の場合、1.6億円を再保険金として回収する。</p> 	<p>出再割合と同割合で回収する。たとえば、保有1億円で9億円出再した場合、2億円の元受保険金支払に対しては、再保険者から  <math>2\text{億円} \times 9\text{億円} / (1 + 9)\text{億円} = 1.8\text{億円}</math>を回収する。</p> <p><b>契約</b></p>  <p><b>保険金</b></p> 
特徴 I	保険金額の小さなもの、リスクの良好なものを含め、全契約を出再することになるため、不必要に保険料が流出する。	自己の判断で、保有・出再の割合を決定することができるため比例再保険に比べて保有保険料がよりリスク集団に見合った形で確保できる。
特徴 II	出再されたリスクの総体と、出再会社の保有リスクの総体は同質であり、再保険者にとっては安定的な特約といえる。	出再されたリスクの質は、出再方針に依存するため、比例再保険に比べて不安定となる。
対象種目	成績の良否のわからない新しい種目や、総保険料の小さい成績の不安定な種目、超過額再保険では保有事務が複雑な種目などに適用される。	各種目で幅広く利用されている。

### (3) 超過損害額再保険(excess of loss cover: ELC)

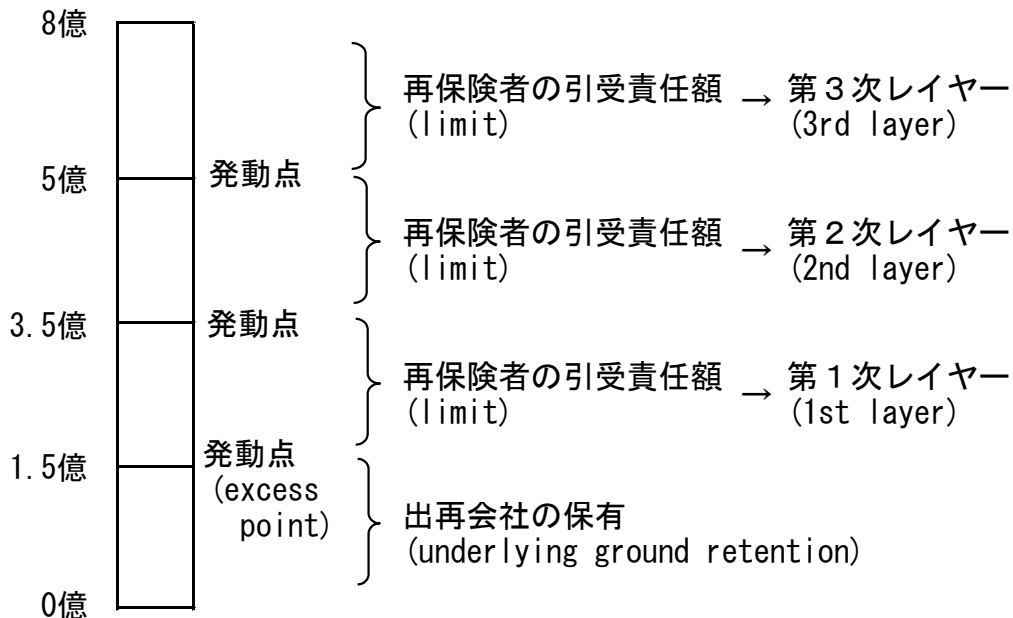
超過損害額再保険は、対象契約のいずれかに損害が発生し、その額があらかじめ定めた一定額(エクセスポイント: excess point)を超過する場合、その超過部分のうちあらかじめ定めた再保険責任限度額(cover limit または limit)を限度に再保険金として回収するものであり、保険料の出再割合と保険金の回収割合が異なるため、非割合再保険といわれる。

超過損害額再保険において、再保険者の再保険責任の発動点を段階的に設定しこれを区切ったものをレイヤーという。この例を図4-3に掲げておく。

このようにレイヤーを分ける趣旨は、再保険者の引受能力と再保険料率との関係にある。たとえば図4-3の第2次レイヤーでは、そのレイヤーに事故が発生する頻度は、第1次レイヤーに比べて低いため、第1次レイヤーの再保険責任を引き受けない再保険者も第2次レイヤーでは引き受ける場合がある。また、特殊なリスクについては再保険者の引受能力が低いため、たとえば特殊リスクも担保するレイヤー(第1次レイヤー)と、特殊リスクは担保せず通常リスクのみを担保するレイヤー(第2次レイヤー)に分けることにより、通常リスクについて大きなカバーを確保することもできる。また、再保険料率は、事故発生 の頻度の低い第2次レイヤーにおいては第1次レイヤーに比べて相当に低くすることができるため、この層化(layering)によって、超過損害額再保険全体としての再保険料率を低くすることができる。



図4-3



再保険料率は、理論的には、保有責任額、再保険責任額、対象契約の内容、対象契約の全体の保険料、事故頻度等により決定されるべきであるが、実際には、更に過去に回収した再保険金等を勘案して、調整されることが多い。また、世界の再保険市場の動向により大きく変動することがある。

超過損害額再保険(ELC)においては、一般的に取り決める項目は次のとおりである。

- イ. 再保険種目(class of business)
- ロ. 再保険期間(reinsurance period)
- ハ. 地理的担保範囲(territorial scope)
- ニ. 再保険の種別(type of reinsurance)
- ホ. 再保険責任発動点(excess point)
- ヘ. 再保険責任限度額 (cover limit)
- ト. 再保険料率(rate)

チ. 最低・暫定保険料(minimum and deposit premium)

リ. 再保険責任復元条件(reinstatement)

ヌ. 対象除外危険(exclusions)

ル. その他の契約条件(general conditions)

超過損害額再保険には、1事故単位で発動する(per event)ものばかりでなく、1危険単位で発動する(per risk)ものもある。

Per Risk ELCでは1危険単位(any one risk)で発生する事故を比較的低いエクセスポイントでカバーするため、再保険金の回収頻度は比較的高い。一般に、エクセスポイントが低く再保険金の回収頻度が高いELCは、‘working cover’と呼ばれ、‘catastrophe cover’(地震、風水災、大火などの異常災害をカバーする、エクセスポイントが高く再保険金の回収頻度が低いELC)とは区別される。

超過額再保険と超過損害額再保険との相違点は、表4-3のとおりである。

表4-3 出再会社の立場から見た超過額再保険と超過損害額再保険の相違

	超過額再保険	超過損害額再保険
出再方法	個々の契約ごとに保有額を決定し、保有の超過額を出再する。 (例)保険金額が10億円で、保有が1億円であれば、9億円が特約に出再される。	個々の契約ごとに出再は行わない。 (例)保険金額10億円をそのまま全額保有する。
再保険料	個々の契約ごとに、元受保険料に出再割合を乗じて得た額を支払う。 (例)上記例で、元受保険料が1,000千円の場合、出再保険料は、 $1,000 \text{千} \times 9 / (1 + 9) = 900 \text{千円}$ となる。	特約の対象となる契約の保険料の総和に再保険料率を乗じて得た額を支払う。 (例)再保険料率1%の場合、当該種目の年間保険料を30億円とすれば、再保険料は30百万円となる。

	超過額再保険	超過損害額再保険
再保険金の回収(I)	出再割合と同割合で回収する。 (例) 上記例で、3億円の元受保険金を支払った場合、再保険金の回収額は、 $3 \times 9 / (1 + 9) = 2.7$ 億円となる。	あらかじめ、エクセスポイントおよび再保険者の責任限度額(limit)を約定しておき、エクセスポイントを超える損害額について再保険者の責任限度額以内で回収する。 (例) エクセスポイントが5千万円の場合、3億円のクレームに対する再保険金回収額は、 $3 - 0.5 = 2.5$ 億円となる。
再保険金の回収(II)	保有・出再の割合の決定には、1事故で同時に損害を被る他契約の有無の調査が必要であり、この調査を誤れば多大の保有損害を被ることがある。	通常、再保険金の回収は1事故ベースで行われる。 左記のように1事故で同時に損害を被る他契約の把握が困難な場合およびリスクの集積が予想される場合(旅行傷害・地震危険等)に有効である。
再保険金の回収(III)	小口損害でも出再割合と同割合で保険金回収ができるため、小口事故が多発するような場合はE/LCより有利である。	エクセスポイント以下の小損害が多発する場合、再保険金の回収ができないため、保有損害率が悪化する。
再保険金の回収(IV)	再保険金の回収額に上限はなく、また何回でも回収が可能である。	再保険責任限度額の1~2倍が年間回収限度額であり、1度回収した場合、復元保険料を支払って2回目のカバーを得るといった形式が一般的である。

	超過額再保険	超過損害額再保険
大口再保険金を回収した場合	通常翌年に精算される利益戻がなくなるほか、再保険者の損失分は後年へ繰り越され、利益戻はその損失分が埋め合わされるまで復活しない例も多い。 そのため、良質契約を積極的に出再するなどの工夫をすることになる。	翌年の再保険料率が大幅に引き上げられることがある。そのため、エクセスポイントを引き上げるなどの工夫も必要となる。
事務コスト	個々の契約ごとに出再事務を要するため、事務コストが高い。	個々の契約ごとの出再事務が不要のため、事務コストは低い。

#### (4) ストップロス再保険

ストップロス再保険は、対象とする契約集団の年間累計損害額(または損害率)が、あらかじめ定められた一定額(または一定率)を超過する場合、この超過損害額を再保険金として回収するものである。

この再保険方式は、

- ① 個々のリスクの内容、および1事故で被る損害の範囲等を明確にし得ない
- ② 必要とされる再保険カバーが季節的に限られている
- ③ 各年の営業成績に大きな変動がある

といった性質をもつ保険種目を対象とされることが多く、出再会社にとって、より安定した成績を確保することができる一方、再保険料の妥当性の検証が難しく比較的割高なものとなることがある。

### 4.2.3 生命再保険

#### (1) 生命再保険の機能と種類

4.1節で述べたように、生命保険の再保険、すなわち生命再保険も損害保険の一種である。生命保険も損害保険と同様、再保険によりポートフォリオの平準化と元受契約面での引受能力の補完を図り、これを通じ事業成績の安定化および事業規模の拡大を図ることができる。

また、その種類も基本的に契約手続面や責任分担方法の違いによる分類ができる点、損害再保険と同様であるが、この分類のほかに、責任準備金の取扱いによりいくつかの再保険方式が存在する。以下、責任準備金の取扱いによる分類を概説する。

##### a. 危険保険料式再保険

死亡危険を中心とした保険給付を再保険の対象とし、元受保険金額から当該契約にかかわる責任準備金を差し引いた金額をベースとして保有・出再額が決定される再保険方式。

責任準備金に相当する部分は出再されないため、出再者から受再者への大きな資産の移転はない。また、事務処理負担は相対的に小さい。

##### b. 共同保険式再保険

受再者が元受契約の条件と全く同じ内容 (as original) で再保険責任を負う方式。したがって、この方式では、受再者は死差損益リスクのみならず、費差損益リスク、利差損益リスク等についても負担することになる。

##### c. 修正共同保険式再保険

共同保険式再保険における受再者の利差損益リスクを除去した方式。出再者が保険料積立金に相当する金額を留保し、その運用についての責任も負担することにより、受再者には運用リスクを転嫁しないといった方法がとられる。

## (2) 財務再保険

### a. 意義

財務再保険は、出再に際して、出再者が保有している保険契約にかかわる責任を責任準備金とともに受再者に移転し、受再者はそれら出再ポートフォリオから生じるであろう将来収益(死差損益、費差損益、利差損益等)に相当する金額を再保険契約締結時に、初年度コミッションとして出再者に支払うことにより出再者の収益を一時的に増加させ、自己資本を契約当初に増加させるものである。

一般の生命再保険は、損害再保険同様、主に死亡リスクを受再者に転嫁することにより出再者の収支の安定を図るものであるが、財務再保険は主に自己資本の調達を目的として行われ、これによりソルベンシー・マージン比率の向上を果たすことができる。

受再者は引受けの見返りとして再保険付加保険料(risk charge)を出再者より受け取り、これが財務再保険を引き受けることによる受再者の正味収入となる。

### b. わが国における財務再保険

保険業法施行規則第71条第2項の規定により、保険契約を金融庁長官が定める再保険(平成12年7月27日金融庁告示第11号で規定する財務再保険)に付し、将来見込まれる収益を基に計算された手数料を収受したときは、当該金額を責任準備金に積み立てることとされている。

#### 保険業法施行規則

#### (再保険契約の責任準備金等)

#### 第71条 (中略)

2 保険会社は、保険契約を金融庁長官が定める再保険に付した場合において、当該再保険に付した部分に係る保険契約から当該再保険に付した後に発生することが見込まれる収益を基に計算した手数料を収受したときは、当該収受した金額を責任準備金として積み立てなければならない。

3 保険会社は、保険契約を前項の規定による金融庁長官が定める再保険以外の再保険に付した場合において、当該再保険から前項に規定する手数料を収受したときは、当該収受した金額を預り金として計上しなければならない。

財務再保険により積み立てた責任準備金は、ソルベンシー・マージン比率算出時に一定の制限のもと<sup>6</sup>でソルベンシーとしてカウントされる。また、格付会社も、内部留保的性格を有する当該準備金は広義の自己資本として評価する場合が多い。

---

<sup>6</sup> 平成8年大蔵省告示第50号第1条の3の規定により、受再保険会社が一方的に解約できる旨（保険会社の再保険料の不払いによる場合を除く。）が定められている再保険契約においては、ソルベンシー・マージンの計算にあたって、当該再保険契約に係る未償却出再手数料の残高を控除する。

## 4.3 再保険とその他のリスクヘッジ手法

### 4.3.1 再保険と異常危険準備金

再保険と同じく、保険引受損益の安定化に資するという点では共通した機能を有するものとして、異常危険準備金制度がある。

異常危険準備金制度は、具体的には各保険種類単位で正味保険料の一定率を異常危険準備金として繰入れ、異常災害等によりある年度のリターン・ベース損害率が一定率を超過した場合に、その超過部分に対応する金額を取り崩すことにより、実質的な損害率を常に一定率以下にすることができる制度である。

再保険と異常危険準備金の主な相違点は表4-4のとおり。

表4-4

	再保険	異常危険準備金
長所	<p>自己の引受リスクに対応したカバーを設定することができる。</p> <p>再保険金として回収することにより、元受保険金支払による資金流出を軽減することができる。</p> <p>支払備金の計算において、再保険回収分を控除できる。</p>	<p>内部留保されるので、資産の社外流出を回避できる。</p> <p>そのため、運用収益が期待できる。</p>
短所	<p>再保険マーケットの動向によっては、再保険カバーの購入が困難になる、あるいは再保険料が高騰する場合がある。</p> <p>再保険料を支払うことにより、資産の社外流出を伴う。</p> <p>再保険者の倒産等により、再保険</p>	<p>異常危険準備金の残高が取崩額の限度となるため、残高によっては十分な取崩ができない場合がある。</p> <p>十分な残高を積み立てるまでに相当の年数が必要になる。</p> <p>損益計算上の仕組みであり、直接的な資金面での寄与はない。</p>



	再保険	異常危険準備金
	金を回収できない場合がある。	年度末において未払となっている異常損害に対しては取り崩すことができない。 税務上の異常危険準備金は限定されており、一部有税で積み立てる必要がある。

#### 4.3.2 再保険とART

ARTとは Alternative Risk Transfer(代替的リスク移転手段)<sup>7</sup>の略で、当初は、保険の代替手段として、自家保険(self-insurance)、キャプティブ(captive)<sup>8</sup>設立によるリスク移転を図る方法等をさしたが、今日では、ファイナイト保険や資本市場へのリスク移転をも含んだ広い意味で使われている。ARTの特徴として、①特定ニーズに対応するオーダーメイド型、②複数年契約、複数リスク包括契約の形態、③リスクの時間分散・ポートフォリオ分散、④資本市場へのリスク移転、等が挙げられる。

再保険においても、伝統的な再保険とは性格を異にした様々な手法が開発され、一部利用されつつある。保険会社がARTを活用する目的には、①保険引受キャパシティの拡大、②保険の対象になじまないリスクの移転、③リスク移転コストの節減・長期安定化、等がある。

<sup>7</sup> ARTに対して、従来の(再)保険は伝統的な(再)保険と呼ばれる。

<sup>8</sup> バミューダ、シンガポールなど「キャプティブ保険会社法」と呼ばれる特殊な保険業法をもつ国に親会社のリスクを引き受ける保険子会社として設立されるもの。元受保険会社から受再保険として引き受ける。自家保険と比べ、保険会計の適用による準備金の積立て等により、損害の平準化が可能となる。巨大リスクなど引受能力を超えるものについては、再々保険の形で再保険市場に移転する。

ARTと呼ばれるものの中には様々な種類があり、確立された分類方法も存在せず、また次々と新しい商品が出現してくる現状においては、そのすべてを体系的に説明するのは容易ではない。以下では、保険会社が伝統的な再保険に代わるリスク移転手段として活用するARTの主要形態を例示する。

#### (1) ファイナイト再保険 (finite reinsurance)

この形態の再保険の特徴は、(i) 再保険会社が純粋に負担するリスクが限定(ファイナイト)されている、(ii) 契約期間が複数年(通常3年から5年)である、(iii) 再保険料は当該再保険契約の残高実績に基づいて事後的に確定する、(iv) 再保険料は、運用益を考慮し割引かれている、等である。具体的には次のようなものがある。

##### a. Loss Portfolio Transfer

既にクレームが発生し支払備金を積み立ててある契約を再保険する方式で、買収・合併時の既存保険事業の清算、キャプティブ保険会社の清算等に活用される。再保険料は将来の保険金支払推移を推定した上で支払備金の正味現在価値を算出し、再保険会社のマージン等を加味して決定される。

この方式で再保険会社が負担しているのは主にタイミング・リスクであり、予想以上に保険金の支払が早く進んだ場合、再保険会社は損失を被ることになる。

##### b. Retrospective Excess of Loss Covers

過去引き受けた契約について一定額以上の損害を再保険する方式で、過去引き受けた契約の損害額(または損害率)を一定に抑える目的等で利用される。再保険料は契約時点の支払備金残高に、今後のIBNRの動向、保険金支払推移を推定した上で、再保険会社のマージン等を加味して決定される。

この方式で再保険会社が負担しているのは主にタイミング・リスクとIBNR変動リスクであり、予想以上に保険金の支払が早まったり、IBNRが積み上がった

りした場合は、再保険会社は損失を被ることになる。

#### c. Financial Quota Share Reinsurance

未経過保険料の一定割合を再保険する方式で、再保険手数料を計上することにより、当期の事業費率や自己資本比率等、財務指標の改善を目的として活用される。

#### d. Prospective Excess of Loss Covers

将来発生する損害のうち一定額を超える部分を再保険する方式で、主に将来発生する巨大クレームについて、時間分散を図る目的で利用される。定期的に支払われる再保険料は、再保険会社のマージン等を差し引いた金額が、分別して管理・運用される。残高を超えて再保険金の回収が行われた場合は、超過分を残存契約期間で返済するよう再保険料が再設定され、契約期間終了時に残高が残っている場合は、利益戻し (profit commission) 等で保険会社へ返れいされるか、更改契約に引き継がれる。この方式で再保険会社が負担しているのは主に保険リスク、保険会社の信用リスクであり、予想以上に損害が発生した場合や、保険会社が再保険金回収超過のまま倒産した場合には、再保険会社は損失を被ることになる。

この方式には、保有損害額の複数年での平準化、オフバランスの平衡準備金<sup>9</sup>構築等のメリットがある一方で、取引自体の税務上の扱いが、米国以外では明確になっていないというデメリットがある。

### (2) 複数年・複数リスク包括契約 (multi-year/multi-line products:MMP)

伝統的再保険では、火災、傷害、賠償といった個別リスクについて、それぞれ別個の再保険契約が1年間締結されるのが通常だが、この方式では、複数リ

---

<sup>9</sup> 日本の制度では、異常危険準備金に平衡準備金の機能も組み込まれている。

スクを一つの再保険契約に包括し、複数年(3~5年)締結されるのが特徴である。包括するリスクの中には通常の保険リスク以外に、為替変動リスクや商品価格変動リスクといったものから、政変リスクや事業リスクといった本来保険になじまないリスクまで包含することも可能である。再保険責任額・免責金額は、対象リスク合計および契約期間通算で設定される。

保険会社としては、①リスクの時間分散とポートフォリオ分散による再保険コストの節減・長期安定化、②再保険契約の包括化(統合化)による再保険契約管理・運営コストの節減、等のメリットがある一方で、①再保険契約の構築段階での高コスト、②少数の再保険会社への依存、③不十分な再保険キャパシティ、④取引自体の会計処理基準、税制が明確になっていない、等のデメリットもある。

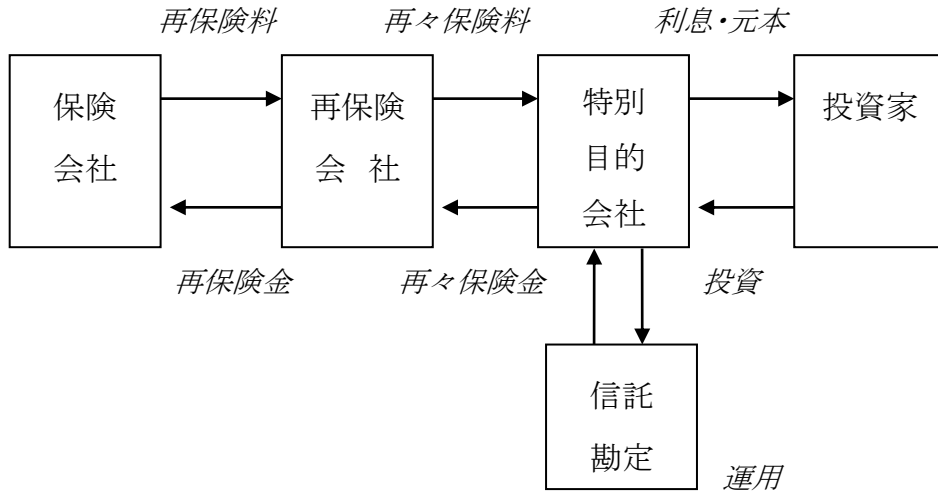
### (3) 保険リスク債券 (insurance bonds)

保険会社が、保険リスクの移転を目的として特別目的会社(special purpose vehicles:SPV)を通じて投資家に発行する債券。移転されるリスクの期待損失に見合う利率を設定する代わりに、所定の事故・災害(地震・台風等)が発生した場合、利息・元本の一部または全部が支払または償還されない仕組み。

投資家から預かった資金は信託勘定にて運用され、対象リスクが発生した場合の保険会社の保険金支払原資となる。SPVとの間に再保険会社を介在させることで、保険会社の取引自体は通常の再保険取引となる。保険会社が支払った再保険料は、再保険会社を通じてSPVへ支払われ、信託勘定の運用益に上乗せされて投資家への利払いに充当される(図4-4参照)。

保険会社にとって、資本市場から信用リスクのない新たな再保険キャパシティを長期安定的に獲得できるというメリットがある一方で、現時点では伝統的再保険に比べてコスト高となることもある。

図4-4



#### (4) 保険リスクデリバティブ(insurance derivatives)

保険損害にリンクしたインデックス(たとえば震度、風速など)に基づいて価格が決まる金融派生商品(デリバティブ)で、先物、オプション、スワップ等がある。シカゴ商品取引所(CBOT)で開発された米国の地域別保険損害を対象とした異常災害先物・オプション(Catastrophe Futures / Options)が始まりで、保険会社は保険先物を購入することにより、対象地域の保険損害が増加した場合、自社の保険損害増加分を保険先物の値上がり益と相殺することで、自社損害額を目標水準に抑えることができる。また、権利行使価格の異なる保険先物オプションを売買することで、従来型の超過損害額再保険と同じ機能を構成することができる(コール・スプレッド)。ただし、保険先物・オプションが有効に機能するためには、保険先物の指標インデックスの動きと、自社ポートフォリオの損害額の動きとの相関が高いことが前提となる。

保険会社として、①資本市場から新たな再保険キャパシティを獲得できる、②商品設計が標準化されているので取引コストが低い、等のメリットがある一方で、自社ポートフォリオの損害額と保険先物の価格との相関が低い(ベースス・

リスクが高い)ため、活用は限定的であるのが実態である。

以上、いくつかの例を挙げたが、これらはいくまでARTと称されるもののうちの一部の例示にすぎない。金融派生商品の技術や再保険技術の発展等により、今後更に様々な形態の取引の出現が予想される。

ARTは徐々にその取引が拡大しつつあるが、解決すべき課題も抱えている。第一には取引コストの問題である。たとえば、保険リスク債券においては、SPV設立・維持、投資家への説明などにコストが伴い、これを賄う効果が得られるか否か、分析・判断が必要となる。第二にはARTに対する法律上、税法上の問題である。国ごとにその解釈は異なるが、ARTの一部については、保険性が少ないまたはないと判断され、保険料が損金として認められないケースもある。しかしながら、ARTがこれまでもいくつかの課題を解決しながら発展してきたことを考慮すると、ARTは今後更に発展していく可能性がある。

## 4.4 再保険にかかわるリスク管理

保有・出再や受再リスクに関するリスク管理上の留意点については、保険会社向けの総合的な監督指針に規定されており、保険会社は、保有限度や出再先の健全性、一再保険者への集中の管理等についての方針を盛り込んだ保有・出再政策を取締役会等において策定するとともに、それに沿った運用を確保するための体制を整備する等、リスク管理に留意しなければならない。

### 保険会社向けの総合的な監督指針 Ⅱ-3-10 再保険に関するリスク管理

#### Ⅱ-3-10-1 保有・出再に関するリスク管理

保険会社が行う元受保険契約及び受再保険契約において引き受けるリスクの保有・出再(自動車損害賠償責任保険及び地震保険に係る再保険プールへの出再を除く。)について、以下の点に留意する(保有するリスクに対する出再の割合が軽微な場合を除く。)

- (1)保有するリスクの規模・集中度を出再を通じて適正に管理するため、取締役会等において、的確な保有・出再政策が策定されているか。
- (2)保有・出再政策には、引受リスクの特性に応じた一危険単位及び集積危険単位の保有限度額、出再先の健全性、一再保険者への集中の管理に関する基準が含まれているか。
- (3)保有・出再政策上の保有限度額を超える引受リスクが、手配された再保険によって適切にカバーされているか。  
(注)手配された再保険が、意図したとおりに引受リスクを軽減するものであることを確認する必要がある。
- (4)出再を行う各部門において自律的に保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に会社全体で保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。
- (5)再保険金の回収状況及び将来の回収可能性並びに出再保険の成績が確認されているか。

(注)再保険金の回収状況については、各出再先に対する債権・債務が受再契約

に係るものも含めて一元的に管理されていることが望ましい。また、再保険の成績は、種目別、契約別、相手先別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。

(6) 保険子会社等への出再を行う場合は、上記(1)から(5)までのリスク管理がグループ単位で適正に行われているか。

### II-3-10-2 受再リスクに関するリスク管理

保険会社が行う受再(自動車損害賠償責任保険及び地震保険に係る再保険プールからの受再を除く。)について、以下の点に留意する(保有するリスクに対する受再の割合が軽微な場合を除く。)

(1) 受再を通じて増加するリスクを適正に管理するため、取締役会等において、的確な受再政策が策定されているか。

(2) 受再政策には、引受を行う種目、地域等に関する基準が含まれているか。

(3) 受再契約の締結にあたっては、出再保険者から十分な情報入手を行い、当該受再契約に関する収益性やリスクについて十分な検討を行っているか。また、主要な集積危険に関し予想最大損害額を把握した上で保有限度額を超過しないよう適正な管理が行われているか。

(注) 予想最大損害額及び保有限度額は、元受と合わせて管理することが必要である。

(4) 受再を行う各部門において自律的に受再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に会社全体で受再政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。

(5) 受再保険の成績が確認されているか。

(注) 再保険の成績は、種目別、契約別、相手先別、地域・形態別、引受年度別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。

(6) 保険子会社等から受再を行う場合は、上記(1)から(5)までのリスク管理がグループ単位で適正に行われているか。

### II-3-10-3 再保険に係る方針の開示

(1) 生命保険会社



- ①規則の別表「規則第59条の2第1項第3号ハ関係(生命保険会社)」の保険契約に関する指標等・第6号から第9号までの開示を行う場合、第三分野保険(規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。)については、別途開示を行うものとする。
- ②規則第59条の2第1項第4号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。
- ア. 再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針
  - イ. 再保険カバーの入手方法
- (2) 損害保険会社
- ①規則の別表「規則第59条の2第1項第3号ハ関係(損害保険会社)」の保険契約に関する指標等・第5号から第8号までの開示を行う場合、第三分野保険(規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。)については、別途開示を行うものとする。
- ②規則第59条の2第1項第4号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。
- ア. 再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針
  - イ. 再保険カバーの入手方法
  - ウ. 主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて、当該リスクが発生した場合に適用される再保険の種類、再保険スキーム上の上限額設定にあたっての考え方等具体的な再保険の内容

#### Ⅱ-3-14 監督手法・対応

統合的リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条(保険引受リスク管理態勢、再保険に関するリスク管理及び資産運用リスク管理態勢に重大な問題があると認められる場合には、法第132条又は第133条)に基づく行政処分を行うものとする。

[参考文献]

1. R. L. カータ著(東亜火災海上再保険株式会社訳)『再保険概論』(保険研究所)
2. トーア再保険株式会社編『再保険 その理論と実務』(財団法人損害保険事業総合研究所)
3. 安田総合研究所『安田総研クォーター』 vol.29 1999/7/20
4. Swiss Re 『sigma No.2/1999』